

市税に係る返還金の支払要綱

(目的)

- 1 この要綱は、瑕疵ある課税処分に基づき納付又は納入された市税で、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定によっては還付することができない過誤納金に相当する額（以下「還付不能金」という。）及びこれに係る利息相当額（以下併せて「返還金」という。）を納税者に返還することにより、納税者の不利益を補填し、もって税負担の公平の確保と行政に対する信頼の回復を図ることを目的とする。

(支出の根拠)

- 2 返還金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2（寄附又は補助）の規定に基づく寄附金として支出する。

(返還対象者)

- 3 返還金を受けることができる対象者（以下「返還対象者」という。）は、瑕疵ある課税処分に基づく市税を納付又は納入した納税者とする。ただし、当該納税者が死亡している場合は、相続人を返還対象者とする。

なお、返還金が納税者の虚偽その他不正な手段により生じた場合等において、返還金を支払うことが公益上不適切であると認められるときは、返還金は生じていないものとみなし、返還対象者とししない。

(瑕疵ある課税処分)

- 3の2 第1項に規定する瑕疵ある課税処分とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 納税義務者を誤認して課税するなど課税処分として無効なもの
 - (2) 誤った課税処分により、納税者に損害を与えた場合で、当該処分の誤りにつき、故意又は過失の認められるもの

(返還金の範囲)

- 4 返還金は、次に掲げる合計額とする。
 - (1) 還付不能金
 - (2) 利息相当額（第6項で計算した日数に応じ、還付不能金に市税の還付加算金を計算する場合に用いる割合を乗じて得た金額）

(遡及期間)

- 5 還付不能金の遡及期間は5年とする。ただし、この期間を超える場合でも、還付不能金を算定できるものについては、それを算定できる期間（15年を限度とする。）に限り遡及する。

(利息の計算期間)

- 6 利息の計算期間の起算日は、過誤納金が納付又は納入された日の翌日とし、終期は、支出を決定した日とする。

(返還金の請求)

- 7 返還金の支払いを受けようとする返還対象者は、市長に対し返還金に関する

る請求書を提出するものとする。

(返還金の通知)

- 8 市長は、返還対象者から請求書を受領した場合は、その内容を調査し、返還金の額を確定し、返還対象者に通知するものとする。

(返還金の支払)

- 9 市長は、前項の規定により通知したときは、速やかに返還金を返還対象者に支払うものとする。

(支払科目)

- 10 返還金の支出科目は、次表のとおりとする。

款	項	目	節
2 総務費	5 徴税費	2 賦課徴収費	23 償還金、利子及び割引料

(充当の禁止)

- 11 返還対象者に納付又は納入すべき市税の徴収金がある場合においても、返還金を当該徴収金に充当することはできない。

(地方税法の準用)

- 12 還付不能金を算定する場合は、還付不納金に係る課税処分をすべき年度の地方税法の規定を準用し、課税標準額相当額及び税額相当額を算定するものとする。

(施行細目の委任)

- 13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 一部改正（平成 9 年 4 月 3 日川財税第 2 号）抄

- 1 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 一部改正（平成 14 年 10 月 6 日川財税第 540 号）

この要綱は、通知の日から施行する。

附 則 一部改正（平成 19 年 3 月 30 日川財税第 1297 号）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 一部改正（平成 19 年 10 月 3 日川財税第 638 号）

この要綱は、通知の日から施行する。

附 則 一部改正（平成 23 年 10 月 24 日川財税第 904 号）抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、川崎市市税事務所条例（平成 23 年川崎市条例第 17 号）の施行の日から施行する。

附 則 一部改正（平成 31 年 3 月 19 日川財税第 1065 号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4項第2号の規定は、第6項に規定する利息の計算期間のうち、この要綱の施行期日以後の期間に係る利息相当額の計算について適用し、同日前の期間に係る利息相当額の計算については、なお従前の例による。